施設基準について（歯科）保険医療機関における掲示事項

当センターは、以下の施設基準に適合している旨、東北厚生局に届出を行っております。

【歯科】







●歯科点数表の初診料の注１に規定する施設基準　【歯初診】　第 1411 号

☑ 歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

●口腔機能実地指導料　【口実地】　第 88 号

☑ 口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

●歯科技工所ベースアップ支援料　【歯技ベ】　第 175 号

☑ 当センターでは、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。

●電子的歯科診療情報連携体制整備加算１　【歯医ＤＸ１】　第 69 号

☑ 当センターでは、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行していますので、必要のない場合にはお申し出ください。

●歯科外来診療医療安全対策加算　【外安全１】　第 1684 号

☑ 歯科外来診療医療安全対策１

当センターには、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

●歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準　【歯訪診】　第 950 号

☑ 歯科医療を担当する保険医療機関であって、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものです。

●歯科技工士連携加算１及び光学印象歯科技工士連携加算　【歯技連１】　第 275 号

☑ 歯科医師と歯科技工士が連携し、よりよい補綴物作製のため色調採得や口腔内確認などを行っています。

●ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー　【歯ＣＡＤ】　第 1960 号

☑ CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠（かぶせ物）を用いて治療を行っています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料　【補管】　第 2165 号

☑ 装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

❒保険外併用療養費を取扱う医療機関として、厚生労働省地方局に次の届出を行っています。

☑ 金属床による総義歯の提供（料金の一部は保険から補填されます。）

コバルトクロム床　165，000円（消費税及び地方消費税を含む額）

チタン床　220，000円（消費税及び地方消費税を含む額）



石巻市立病院附属牡鹿医療センター歯科　歯科医師　安住　聡

